

27文科高第31号  
平成27年4月1日

各都道府県知事  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

藤原 誠



(印影印刷)

学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の拡充の  
税制改正について（通知）

このたび、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号。以下「改正令」という。）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第30号。以下「改正財務省令」という。）が公布され、学校法人について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の2に規定する税額控除の対象法人となるための要件が緩和されることとなりました。

今般の改正は、少子化の進展に伴い学生数が減少していく中で、教育環境の充実を図る観点から、学校法人への個人寄附に係る税額控除制度の拡充を図ったものです。

昨今、私学を取り巻く環境が厳しさを増す中、各学校法人には経営基盤の強化が喫緊の課題となっており、従来の授業料収入等のみならず寄附金等の外部資金の調達が重要になっております。学校法人の寄附募集を促進するため、平成23年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正され、学校法人に対する個人寄附に係る税額控除制度が導入されたところですが、当該制度を活用するためには寄附実績に係る要件が課されており、これまで税額控除対象法人であることの証明を受けた学校法人は、大臣所轄学校法人で321法人（48.1%（平成27年2月末現在））、都道府県知事所轄学校法人で97法人（1.3%（平成26年5月現在））に留まっております。

今般の改正により、学校法人の規模に応じて寄附実績要件が緩和され、従来要件を満たすことが困難であった小規模な学校法人にとっても活用しやすい制度となりましたので、文部科学大臣所轄各学校法人におかれましては、今般の改正を契機として、税額控除対象法人の証明申請を御検討いただくとともに、より一層の寄附金の募集に取り組み、経営基盤の強化に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、所轄学校法人の多くが税額控除の証明を受けられ

ていない現状も踏まえ、税額控除制度の活用が進むよう、今般の改正の趣旨について所轄の学校法人及び準学校法人に対して御周知願います。併せて、平成20年7月10日付け20文科高第297号でもお願いしているところですが、地方住民税における寄附金税額控除について、学校法人に対する寄附金を指定の対象に加えていただけるように、御検討いただくとともに、各都道府県内の市町村に対しても、学校法人に対する寄附金を指定の対象に加えていただけるよう適宜御検討くださるよう周知をお願いいたします。

また、特定公益増進法人（所得控除制度）についても、制度の御活用及び御周知をお願いいたします。

## 記

### 第一 改正の概要

#### (1) 租税特別措置法施行令の一部改正

寄附金の税額控除の対象となるために必要な寄附実績要件が緩和されたこと。

（改正令による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租特令」という。）第26条の28の2第1項関係）

具体的には、寄附実績判定において、学校法人等の設置する特定学校等（注1）の定員等の総数が5,000に満たない事業年度（定員等の総数が0である事業年度を除きます。）にあっては、判定基準寄附者（注2）の数を当該判定基準寄附者の数に5,000を乗じた数を特定学校等の定員等の総数（当該定員等の総数が500に満たない場合には、500）で除して得た数として算定し、実績判定期間内の年平均の判定基準寄附者の数が100以上であること及びその判定基準寄附者からの寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとされました。

これにより、例えば定員等の総数が500以下の法人においては、年平均10人以上（改正前：100人以上）の判定基準寄附者がいれば要件を満たせることとなります。

#### （注1）特定学校等の定義

イ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護

施設、同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

(注2)判定基準寄附者の定義

判定基準寄附者とは、新租特令第26条の28の2第3項第3号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいう。

(2)租税特別措置法施行規則の一部改正

設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度を有することにより新租特令第26条の28の2第2号イ(2)に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた学校法人等に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成27年分の所得税から適用することとしたこと。(改正財務省令附則第15条関係)

## 第二 留意事項

- (1) 定員等の総数の算定にあたり、学校法人等が複数の特定学校等((1)(注1)に掲げるものを指し、収益事業や附随事業として保育所等の運営を行っている場合を含む)を設置している場合においては、各特定学校等の定員等の数を合計して算定する必要があること。
- (2) 特定学校等の定員等の総数は学校法人の事業年度に対応する特定学校等の事業年度の数によるが、特定学校等の開校の前年度に学校法人の設立認可と特定学校等の設置認可を受け、学校法人の設立の登記がなされている場合に限り当該年度における定員等の総数は、設置認可を受けている特定学校等の定員等の総数とすることができること。
- (3) 今般の改正により、新租特令第26条の28の2第2号イ(2)に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた学校法人等が、特定事業年度(設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度)を有する場合、当該法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については平成27年分の所得税から適用することとされるとともに(改正令附則第2条)、控除証明書について平成27年中に発行したものについては平成27年分の税額控除の適用ができることとする経過措置(※)が講じられている(改正財務省令附則第15条)ため、都道府県知事が当該経過措置の適用を受ける学校法人に対して証明書を発行する際には、【別添5】(所轄庁(文部科学省から発行される証明書の様式)を参考に、平成27年度分の所得税から適用される旨を記載すること。また、経過措置は税額控除に係るものであるため、当該学校法人等に対して寄附を行った者に対する所得税の所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第1項の所得控除については、特定公益増進法人の証明を受けた日以後から適用するものであり、証明書発行前の寄附金については所得控除の適用はないこと。

※ 寄附金を支出した日以前5年以内に発行された証明書の添付が要件とされている(改正財務省令による改正後の租税特別措置法施行規則第19条の10の4第11項第2号)。

添付資料

- 【別添 1】 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（抜粋）
- 【別添 2】 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表（抜粋）
- 【別添 3】 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（抜粋）
- 【別添 4】 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表（抜粋）
- 【別添 5】 所轄庁（文部科学大臣）から発行される証明書の様式

【本件連絡先】

文部科学省

高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2532）

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百十八号）（抜粋）

第二十六条の二十八の二第一項第二号イ(2)及び第三号イ(2)中「の数」の下に「（当該各事業年度のうち当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(2)において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数）」を、「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実績判定期間 当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。

二 事業年度 法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。

三 判定基準寄附者 当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この号において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

四 特定学校等 次に掲げる施設をいう。

イ 所得税法施行令第二百七条第四号に規定する学校、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型児童発達支援又は同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第十

項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第

三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条第一

号に規定する福祉型障害児入所施設、同法第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第四十三

条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

五 定員等 収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるものをいう。

第二十六条の二十八の二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号イ(2)、第二号イ(2)、第三号イ(2)又は第四号イ(2)の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 十三 省 略

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。



租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令新旧対象表

(平成二十七年政令第四百十八号) (抜粋)

(傍線部分は改正部分)

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第二十六条の二十八の二 法第四十一条の十八の三第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十一条の十八の三第一項第一号に掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 実績判定期間における経常収入金額 (i) に掲げる金額をいう。

以下この項及び次項において同じ。) のうち寄附金収入金額 (ii) に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。) の占める割合が五分の一以上であること (財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金収入金額及び (iii) に掲げる金額の合計額の占める割合が五分の一以上であること。)

(i) 総収入金額から国等 (国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。 (i) において同じ。) からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの (次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額

(ii) 受け入れた寄附金の額の総額から一者当たり基準限度超過額 (同一の者からの寄附金の額のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。) その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(iii) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における社員から受け入れた会費の額に当該法人の当該各事業年度の公益目的事業比率 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第二十六条の二十八の二 同上

一 同上

イ 同上

(1) 同上

(i) 同上

(ii) 同上

(iii) 同上

五条に規定する公益目的事業比率をいう。)を乗じて計算した金額の合計額のうち寄附金収入金額に達するまでの金額

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数(当該各事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者とを一人とみなした数。以下この項において同じ。)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第四項に規定する財産目録等

(2) 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

(3) 寄附金に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類

ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類  
財務省令で定めるところにより、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。)を作成し、これを保存していること。

ニ 法第四十一条の十八の三第一項第二号に掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額(学校の入学に関する寄附金の額を除く。)の占める割合が五分の一以上であること。

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数(当該各事業年度のうち当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。)(2)において「特定事業年度」という。))にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄

(2) 同上

ロ 同上

(1) 同上

(2) 同上

(3) 同上

(4) 同上

ハ 同上

ニ 同上

イ 同上

(1) 同上

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項に規定する寄附行為、同法第三十五条第一項に規定する役員の名及び役職を記載した名簿並びに同法第四十七条第二項に規定する財産目録等

(2) 前号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前号ハに掲げる要件

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号に掲げる法人 次に掲げる要件

件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数（当該各事業年度のうち当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(2)において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 同上

(1) 同上

(2) 同上

ハ 同上

三 同上

イ 同上

(1) 同上

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項に規定する定款、同法第三十六条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第四十四条第二項の書類

(2) 第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 第一号ハに掲げる要件

四 法第四十一条の十八の三第一項第四号に掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第十一条第一項に規定する定款、同法第十六条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第二十九条第一項の書類

(2) 第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 第一号ハに掲げる要件

2 当該法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第一号イ(1)、第二号イ(1)、第三号イ(1)又は第四号イ(1)に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち寄附金収入金額（同項第二号に掲げる法人にあつては、学校の入学に関する寄附金の額を除く。以下この項において同じ。）に達するまでの金額は、当該寄附金収入金額に加算することができるものとする。この場合において、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額に含めるものとする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ロ 同上

(1) 同上

(2) 同上

ハ 同上

四 同上

イ 同上

(1) 同上

(2) 同上

ロ 同上

(1) 同上

(2) 同上

ハ 同上

2 同上

3

前二項に規定する実績判定期間とは、当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度

一 実績判定期間 当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。

二 事業年度 法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。

三 判定基準寄附者 当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らか寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この号において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

四 特定学校等 次に掲げる施設をいう。

イ 所得税法施行令第二百十七号第四号に規定する学校、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型児童発達支援又は同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

五 定員等 収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるものをいう。

4 | 第一項第一号イ(2)、第二号イ(2)、第三号イ(2)又は第四号イ(2)の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

開始の日から当該終了の日までの期間をいい、第一項に規定する判定基準寄附者とは、当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らか寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この項において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

5| 法第四十一条の十八の三第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第六項第五号（法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。

6| 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除をすべき金額は、同項に規定するその年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から控除する。

4| 同上

5| 同上

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年財務省令第三十号) (抜粋)

第十九条の十の四第二項第六号中「第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)」を「第二十六条の二十八の二第三項第一号」に改め、同条第七項第一号中「事業年度」の下に「(法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第九項中「第二十六条の二十八の二第三項」を「第二十六条の二十八の二第三項第三号」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 施行令第二十六条の二十八の二第三項第五号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十五条 平成二十七年分の所得税につき新法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者の新規則第十九条の十の四第十一項の規定の適用については、同項第二号中「五年内」とあるのは、「五年内（当該書類が、同項第二号イ(2)に規定する特定事業年度を有し、かつ、同号イ(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人又は同項第三号イ(2)に規定する特定事業年度を有し、かつ、同号イ(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人に対して平成二十七年中に発行されたものである場合には、同年中）」とする。



租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

(平成二十七年財務省令第三十号)(抜粋)

(傍線部分は改正部分)

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十の四 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

二 社員の議決権が平等であること。

三 社員(役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。))及び役員と親族関係を有する者(当該役員配偶者及び三親等以内の親族をいう。以下この条において同じ。))並びに役員と特殊の関係のある者(次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。))を除く。)の数が二十人以上であること。

イ 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する国の補助金等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する国等から支払われるもの

三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分

四 資産の売却による収入で臨時的なもの

五 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により受け

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十の四 同上

一同上

二同上

三同上

イ同上

ロ同上

ハ同上

2 同上

一同上

二同上

三同上

四同上

五同上

入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第四項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第三項第一号に規定する実績判定期間をいう。第四項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの  
七 寄附者（当該法人に寄附をした者をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかでない寄附金以外の寄附金

3 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)に規定する財務省令で定める金額は、受け入れた寄附金の額の総額（以下この項において「受入寄附金総額」という。）の百分の十（寄附者が所得税法施行令第二百七条各号に掲げる法人又は法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額とする。

4 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)に規定する財務省令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。  
一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する部分

二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額  
三 寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかでない寄附金以外の寄附金の額

5 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する経常収入金額及び寄附金収入金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員と親族関係を有する者又は当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する実績判定期間をいう。第四項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの  
七 同上

3 同上

4 同上

一 同上

二 同上

三 同上

5 同上

6 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第一項、私立学校法第四十七条第二項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第四十四条第四項又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

7 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）中の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

8 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ハに規定する寄附者名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

9 施行令第二十六条の二十八の二第三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

10| 施行令第二十六条の二十八の二第三項第五号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

11| 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

イ その寄附金の額

ロ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

6 同上

7 同上

一 寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二 同上

8 同上

9 施行令第二十六条の二十八の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

10| 同上

一 同上

イ 同上

ロ 同上

ハ その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨

ニ その寄附金を受領した法人の名称

二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

ハ 同上

ニ 同上

二 同上

## 所轄庁（文部科学大臣）から発行される証明書の様式

文科高第〇〇〇〇号  
平成 年 月 日法人の名称  
代表者の氏名 殿文部科学大臣  
〇〇 〇〇

## 税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成27年 月 日 から 平成32年 月 日 まで

なお、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第30号）附則第15条の規定により、本証明書は平成27年分の所得税から適用されることとなります。

※括弧内は同令の経過措置の適用を受ける場合にのみ記載。